

第1回遺伝子治療等臨床研究に関する 指針の見直しに関する専門委員会	資料 5
平成29年4月12日(水)	

## 検討事項（案）

1 ゲノム編集技術による治療等は、遺伝子治療等として指針の適用範囲とすべきではないか

2 1で「適用範囲とすべき」とした場合、以下のような点を検討すべきではないか。（次の頁へ続く。）

- (1) 用語の定義について
- (2) 研究計画書の記載事項・内容について
- (3) 倫理審査委員会の構成要件について
- (4) 新規性の判断について
- (5) 試料及び情報等の保管期間について

(1) 現在の「遺伝子治療等」、「最終産物」の定義等は、組換え遺伝子、ウイルスベクター等の投与することを前提としており、それ以外（mRNA、タンパク質）を投与する場合があるゲノム編集技術による治療等の全体を包含しないのではないか。

#### ①遺伝子治療等の定義について

##### <現状>

「遺伝子治療等」：疾病の治療や予防を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与すること。

#### ②最終産物の定義について

##### <現状>

「最終産物」：被験者に投与する最終的に作製された疾病の治療又は予防のための遺伝子が組み込まれたDNA又はこれを含むウイルスその他の粒子等（「組換え遺伝子等」）。

#### ③品質等の確認について

##### <現状>

遺伝子治療等臨床研究に使用される遺伝子その他の人に投与される物質については、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令若しくは再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律に定められている規定により製造され、その品質、有効性及び安全性が確認されているものに限るとされている。

(2) 現在の研究計画書の記載事項・内容及びその添付資料は、組換え遺伝子、ウイルスベクター等の投与することを前提としたものであり、ゲノム編集技術による治療等を行う場合も想定した内容とする必要はないか。

### ①研究計画書の記載事項について

#### <現状>

指針の他、詳細は、平成 27 年 8 月 12 日付け厚生科学課長通知「遺伝子治療等臨床研究に関する指針について」の別表 1・別表 2、別表 1 の別添に記載されている。

#### 研究計画書に記載しなければならない事項 (31 項目)

##### 研究計画書の記載事項 (抜粋)

- ⑧ 導入する遺伝子及び遺伝子の導入方法
  - (1) 開発の経緯
  - (2) 導入する遺伝子
  - (3) 遺伝子の導入方法
  - (4) 被験者に投与する最終産物の組成
- ⑨ 特性解析と品質試験
- ⑩ 被験者への投与に用いられる特殊な機器及び医療材料
- ⑪ 非臨床試験における安全性及び有効性の評価
  - (1) 臨床的有効性を予測するための試験
  - (2) 生体内分布
  - (3) 非臨床試験における安全性の評価
  - (4) 非臨床試験の成績の総括

※⑧から⑪の記載に当たっては、施行通知の「遺伝子治療等臨床研究計画書に係る品質及び安全性に関する評価項目の記載における留意事項について」を参照し、記載することとなっている。

#### 研究計画書に添付しなければならない資料 (6 項目)

##### 研究計画書の添付資料 (抜粋)

- 6 その他必要な資料
  - (1) 類似の遺伝子治療等臨床研究の成果
  - (2) ベクターの全塩基配列
  - (3) ベクター作製方法に関する詳細な情報
  - (4) ベクターの試験成績書 (ベクターの品質試験やベクターの安全性試験を含む。)
  - (5) 遺伝子導入細胞の詳細な調製方法 (培地、培養方法等の資料や遺伝子導入細胞の試験成績を含む。)
  - (6) 個人情報取扱実施規程

### (3) 倫理審査委員会の構成要件として、ゲノム編集技術の専門家を含めるべきか。

#### ①倫理審査委員会の構成と成立要件について

##### <現状>

倫理審査委員会の構成及び成立要件は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施できるよう、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- ① 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学、病理学等の専門家及び遺伝子治療等臨床研究の対象となる疾患に係る臨床医が含まれていること。
- ② 法律に関する専門家及び生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者を含めて構成されるものであること。
- ③ 被験者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- ④ 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。
- ⑤ 男女両性で構成されていること。
- ⑥ 5名以上であること。

### (4) 遺伝子治療等臨床研究を新規性ありと判断し、厚生科学審議会の意見を聴く場合はどのような場合か。

#### ①新規性の判断について

##### <現状>

当該遺伝子治療等臨床研究が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新規性ありと判断し厚生科学審議会の意見を聴くものとする。

- ① 組換え遺伝子であって、当該遺伝子を細胞内に導入する際に用いられる新規のもの又は新規の遺伝子投与方法を用いていること。
- ② 新規の疾病を対象としていること。
- ③ 新規の遺伝子治療等の方法を用いていること（①又は②に該当するものを除く。）。
- ④ その他個別の審査を必要とするような事項を含んでいること。

(5) 研究に係る試料及び情報等の保管期間は、最終産物については一定期間保管、被験者に最終産物を投与する前後の血清等の試料及び情報等については10年以上の必要とされる期間保存することとなっているが、このままでよいか。

①研究に係る資料及び情報等の保管について

<現状>

研究責任者は、被験者が将来新たに病原体に感染した場合等に、その原因が遺伝子治療等臨床研究に起因するかどうかを明らかにするため、最終産物を一定期間保管するとともに、当該被験者に最終産物を投与する前後の血清等の試料及び情報等について、総括報告書を研究機関の長及び総括責任者に提出した日から少なくとも10年以上の必要とされる期間保存するものとする。また、研究機関の長は、当該期間、最終産物等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。